1. 日時

平成26年3月5日(水) 10:00~11:00

2. 場所

独立行政法人国立科学博物館 中会議室

- 3. 出席者
  - (1)委員

佐野委員長、新井委員、竹内委員、斎藤委員

(2)独立行政法人国立科学博物館 鈴木経営管理部長、山崎財務課長、三澤財務課専門職員、寺口契約担当係長 南部監査・資産管理担当係長

欠席者

なし

## 4. 議事

- (1) 本年度委員会委員長の選出
- (2) 平成25年度締結した契約の検討
- (3) その他
- 5. 概要

事務局より、平成25年度に契約した案件について資料を基に説明をした。

(主な討議内容)

・上野地区とつくば地区の害虫駆除業務について

DNA を破壊しないというのはどういう意味か?

→ 標本は研究資料として後に DNA を採取することもあるので、薬剤で変質しては 困る。虫だけでなくカビや細菌も防ぐ必要があるし、標本も動物、植物、昆虫、紙、布など多岐にわたる。当館の標本を貸し出す場合もあるので、対策しておかないと他館に迷惑をかける恐れもある。

実質1者しか履行できないのか?

→ 業者によって得意分野があるようだ。現在は仕様に合う薬剤は1種類しかないようだが、今後開発されるかもしれない。

フロアごとに細分化したりするのか?

- $\rightarrow$  1フロアだけ処置しても、害虫などは他フロアに逃げて戻ってくる場合もある。 定期的に、年1~2回やる必要があるだろう。
- ・落札率 100%が全体の 23%を占めている。割合として高い。
  - → 前回ご指摘いただいたので予定価格を精査し、だいぶ減った。官報掲載など、ど

の業者でも同じ契約金額のものもある。そういう場合でも、毎回同じ者と契約するわけにいかないので一般競争を行っている。透明性の確保のために業務が増えている。

## ・標本資料の購入について

やはり随意契約しかないのか。

→ それひとつしかないものについては、所有者と契約する以外ない。十分やりとりをして落ち着いた金額で契約している。貴重な資料は多少金額が高くても確保しないと、国外流出してしまう可能性もある。国際入札になって金額がかなり上がった事例もあった。

## 博物館が標本の売買や処分をすることは?

- → 標本資料は公的資産であるし、信頼度にかかわってくるので売買はしない。処分も基本的には行わないので、増えていく一方。収蔵場所の問題が常にある。あまりに劣化したものは誰かが判断して処分していく必要はあるかもしれない。 処分しないとなるとコストがかかり続ける。YS-11 などはたとえば製造した企業 (三菱重工?)など、寄附を募ったらよいのではないか。YSの保管料で別のことができる。
- → 寄附については検討しているが、なかなか難しい。日本には海事博物館がないなど、産業技術資料の保全については国の方針がない状況。企業で、自社の製造品や技術を保存している、博物館等を作って展示しているところはある。そういったところとどう連携していくか。

## (その他)

・事務局から、委員に対し、今年度の出席についての御礼と、来年度についても引き続きお 願いしたい旨を述べた。